

道路交通法に係る審査基準の改定について

1 改定を要する理由

指定自動車教習所に対する指導について、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和6年8月1日付け警察庁丙運発第14号）の改正等に伴い、行政手続法に基づく審査基準について改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）審査基準「指定自動車教習所の指定の基準」の改定

ア 前記通達等の改正に伴い、「管理者が管理権を行使できるような内部体制の構築」について明記されたほか、管理者による兼職が見直されたことから、必要な審査基準を改定するもの

イ 前記通達等の改正に伴い、「技能検定員及び技能審査員の選任等」について、臨時的なアルバイト指導員及び検定員が廃止され、複数教習所における指導員及び検定員の兼任に勤務形態が見直されたことから、必要な審査基準を改定するもの

（2）審査基準「大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準」の改定

前記通達等の改正に伴い、「特定届出教習所の管理運営」について、車種毎に見直されたことから、必要な審査基準を改定するもの

3 施行日

改定日